

仕様書

- 1 業務名 吉母管理場浸出水処理施設定期整備業務
- 2 実施場所 下関市大字吉母字舟頭 1 0 3 3 2 番地 1 吉母管理場
- 3 委託期間 契約締結日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日 まで

4 概要

(1) 業務概要

吉母管理場の浸出水処理施設の良好な性能及び機能を維持するため、当該設備の点検、補修、整備、試運転、清掃等を実施し、適正かつ安定的な処理の継続を図るもの。

(2) 吉母管理場の施設概要

- ア 施設種別 一般廃棄物・産業廃棄物処理施設（最終処分場）
- イ 埋立開始 昭和 6 1 年 4 月
- ウ 敷地面積 全体 4 8 6 , 4 0 7 m²
- エ 埋立方式 サンドイッチ方式
- オ 処理能力 浸出水 4 1 0 m³/日
- カ 処理方式 別図 1 「吉母管理場浸出水処理施設フローシート」参照
 - (ア) 浸出水処理方式 流入調整設備＋前凝集沈殿設備＋生物処理設備
＋後凝集沈殿設備＋高度処理設備（ろ過＋活性炭吸着）＋消毒放流
 - (イ) 汚泥の処理方式 濃縮＋貯留

5 業務内容

業務内容は、次の（１）、（２）とする。整備に必要な副資材・消耗品等は、受託者にて準備すること。

（１）ブロワーオーバーホール

（汚泥沈殿槽エアリフトブロア：アンレット製 BS65 3.7kW）

ア 使用材料

ベアリング	4 個
油止めカラーオイルシール	2 個
Vシール	2 個
カラー用Oリング	2 個
スナップリング S	2 個
スペーサー S	2 個
スペーサー R	2 個
ハウジングガスケット	2 個
ノンアスギアカバーパッキン	1 個
オイルゲージ	1 個
ウレタン芯金	1 個
タイミングギア	2 個
Vベルト	2 本

イ モーターベアリング交換 1 式

ウ 分解整備 1 式

エ 試運転調整 1 式

（２）1 系混合槽攪拌機取替

ア 使用材料

攪拌機 1 組

・回転数：回転数 360rpm 接液部：SUS304

・シャフト長：φ25×1700L（特殊）

・羽：φ350 3 枚プロペラ

・原動機：0.75kW 3φ200V 60Hz 屋外用

固定金具（製作品） 1 式

イ 取替整備 1 式

ウ 試運転調整 1 式

6 業務実施日及び業務実施時間

(1) 業務実施日

業務実施日については、委託者と協議の上、決定すること。また、別途汚水処理槽清掃作業（11月予定）により、各槽の水抜きが実施されるため、必要があれば日程等を調整すること。

(2) 業務実施時間

原則として、午前8時15分から午後5時までとする。

7 管理体制

(1) 業務責任者の配置

受託者は、業務責任者を選任し、委託者へ報告すること。

(2) 業務責任者の役割

ア 委託者への連絡及び報告並びに委託者との協議

イ 業務従事者の監督及び統括

(3) 人員配置

業務が円滑に遂行されるよう人員配置をすること。また、委託者が業務の改善を要求した場合、受託者は業務実施方法等の見直しを図ること。

(4) 要望又は苦情等への対応

受託者は、業務に関する要望又は苦情を受けた場合、直ちに委託者に報告し、両者で協議の上、迅速かつ適切に改善、再発防止等の措置を講ずること。

8 提出書類

受託者は、委託者と十分に協議の上、次に掲げる書類を作成し、提出時期のとおり提出しなければならない。

提出書類	内容	部数	提出時期
業務完了報告書		1部	業務完了時
業務写真	完成、着手前、施工中	1部	業務完了時

9 環境に関する配慮事項

別紙2「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり

10 下関市暴力団排除条例による措置

別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

1 1 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、各関係法令を遵守すること。また、事故の防止と安全の確保に十分に努めること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たっては、本仕様書に従い、疑義及び問題が生じたときは、委託者と協議の上、誠意をもって解決すること。
- (3) 受託者は、吉母管理場の業務に支障の無いよう配慮し、委託者と協議の上で業務実施日時を決定すること。
- (4) 受託者は、吉母管理場へ搬入出する際には、交通安全等十分に努めること。
- (5) 受託者は、本業務の実施に必要な人員、作業用具、雑材消耗品、発生する廃棄物の運搬に適した車両及び運転手その他必要なものを確保すること。
- (6) 受託者は、業務により発生した廃棄物を委託者の処分場に搬入する場合、搬入先は、原則として吉母管理場とし、搬入料金は減免とする。ただし、搬入時には搬入基準を遵守し、事前にその日時を委託者に連絡すること。
- (7) 受託者の故意又は重大な過失によって、第三者及び委託者の工作物その他のものに損害を与えた場合は、受託者の責任においてその損害を賠償すること。
- (8) 受託者は、請負業者賠償責任保険に加入すること。
- (9) 本仕様書等に定める提出書類等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用しないこと。